

富山県情報公開審査会答申概要（答申第30号）

- 件 名 県職員の業務規律について分かる文書に係る非開示決定処分（不存在）に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成19年4月9日
- 実施機関の決定日 平成19年4月23日
- 実施機関（担当課） 知事（文書学術課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 請求に係る公文書を保有していないため
- 異議申立て年月日 平成19年4月24日
- 異議申立ての内容 本件開示請求に係る対象公文書が存在しないとは考えられず、関係資料の全部公開を求める。
- 諮問年月日 平成19年6月18日
- 答申年月日 平成21年9月2日
- 争点 実施機関が、本件対象公文書を不存在とし、非開示とした決定の妥当性
- 審査会の判断

<結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

<理由>

本件対象公文書の存否等について

本件開示請求の対象は、県職員の業務規律について記載された公文書であり、実施機関は本件対象公文書を作成していないことから、保有していないことを理由に本件処分を行った。

これに対し、異議申立人は、県職員の業務規律について記載された公文書が存在しないはずはなく開示されるべきであると主張するが、審査会で実施機関から意見聴取したところ、県職員の業務規律については、地方公務員法等の法令で定められていること（法令は条例第2条第2項にいう公文書に該当しない。）及び本件開示請求の「県職員の業務規律」に関して規定されている公文書は作成されていないことから、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段の不自然又は不合理な点はないと認められる。